

重点地区以外の地域においては、「迷惑行為防止活動推進地区」（門司港レトロ地区、若松南海岸地区、下曽根駅前南側大通り地区、八幡駅前地区、戸畑駅前浅生地区）をはじめとして、市内一円でボランティア団体による迷惑行為防止のための啓発活動に取り組んでいます。

また、迷惑行為の防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため平成 23 年 2 月に「北九州市迷惑行為防止基本計画」を策定しました。



第 4 節 開発事業における環境配慮の推進

1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設などを行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、場合によっては事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

本市は、昭和 62 年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、事業の実施に係る環境アセスメントを進めてきましたが、平成 9 年の環境影響評価法の成立を踏まえ、平成 10 年 3 月に「北九州市環境影響評価条例」を制定しました。さらに、平成 23 年 4 月の法改正による制度拡充に伴い、平成 25 年 3 月に条例を一部改正し計画段階環境配慮書の手続き等を導入しました。平成 25 年度末までに、方法書 18 件及び準備書 17 件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を聴きながら、必要な環境保全対策の実施を求めました。

2 北九州市環境配慮指針

市民の環境保全意識の高まる中、開発事業には、地域の生活、自然環境の状況、周辺の土地利用や景観・町並みの状況等に応じ、適切な環境保全への配慮が求められています。このため、開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行う際の手引となる「北九州市環境配慮指針」を、平成 18 年 9 月に策定しました。

この指針は、開発事業の規模の大小、事業者の官民の別にかかわらず活用できるように作成しており、そのうち、市が実施する開発事業については、本指針を活用した環境配慮チェック制度を平成 19 年 4 月より導入しています。

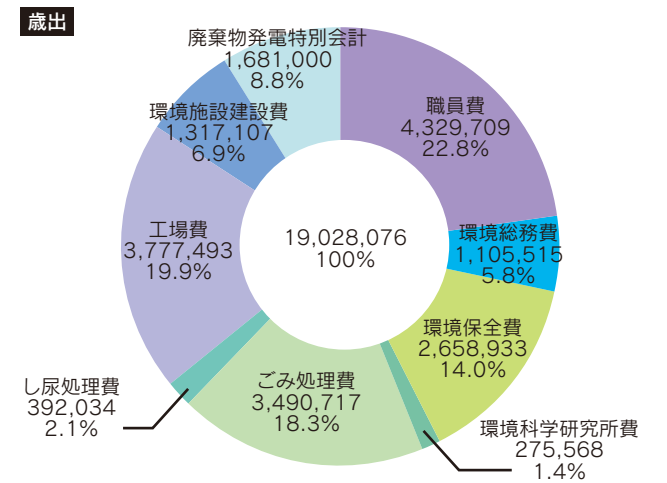
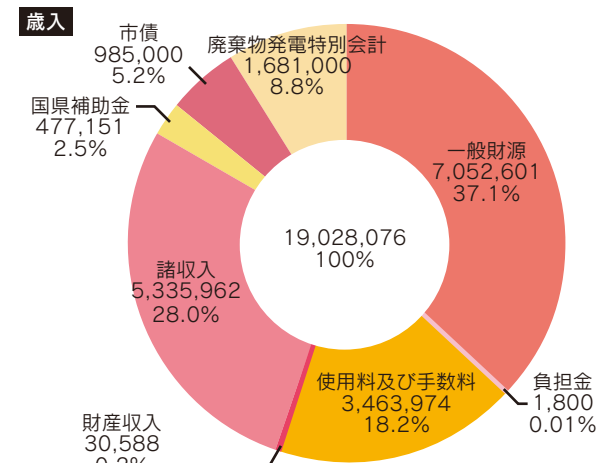
3 自然環境アドバイザー制度

「北九州市環境配慮指針」の活用にあたり、特に専門的な知見が必要となる自然環境の保全対策に関して、この分野の専門家に対して、効率的に助言を求める制度です。平成 19 年度に制度の試行を開始し、これまでに 2 件の公共工事を自然環境アドバイザーからの助言を受けて行いました。

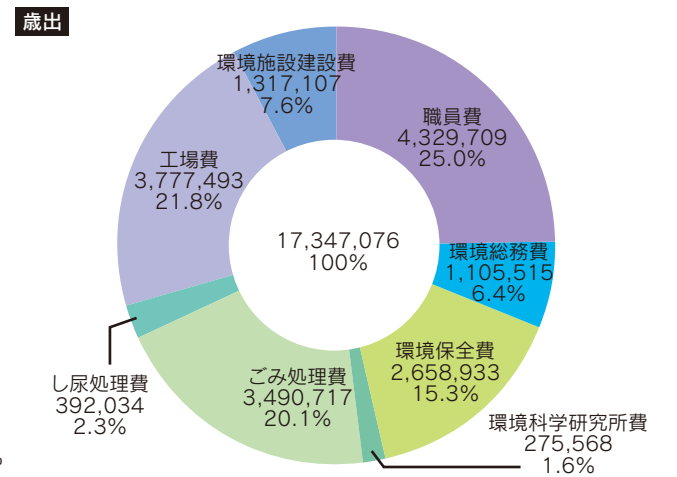
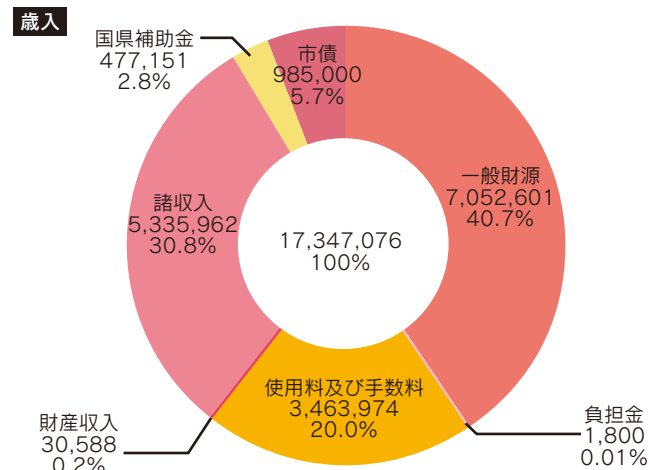
資料編 1. 予算

■平成 26 年度当初予算額（単位：千円）

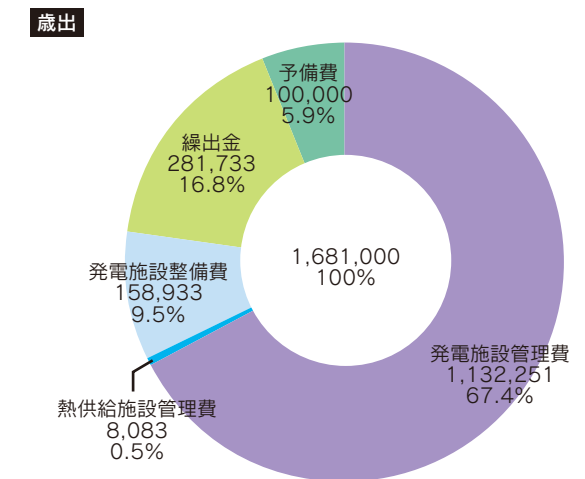
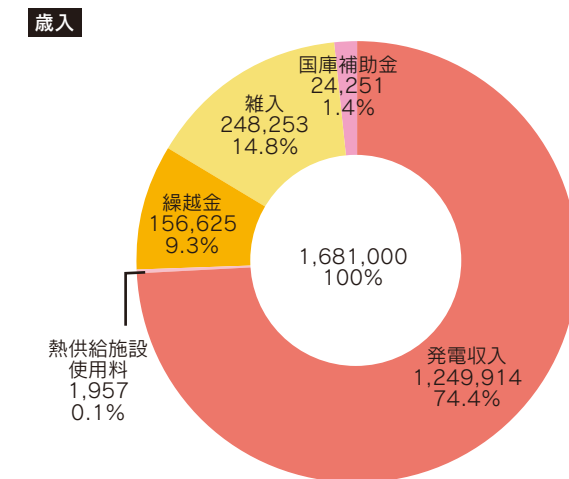
a. 一般会計 + 特別会計



b. 一般会計



c. 特別会計



特別会計：特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計から収支経理を分離して別に会計を行うものを指す。

2. 施設概要

■施設分布図（平成26年4月現在）
環境局は、3環境センター、3工場、1処分場及び1科学研究所などの施設を有し、収集・運搬・処理・処分・分析を行っています。



響灘西地区廃棄物処分場全景（平成25年9月）



北九州市エコタウンセンター



響灘ビオトープ



環境ミュージアム



アジア低炭素化センター



環境科学研究所



日明工場



日明工場粗大ごみ資源化センター



日明かんびん資源化センター



日明積出基地



日明環境センター



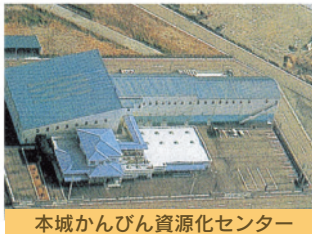
北九州市プラスチック資源化センター



■施設一覧表

平成26年4月現在

	施設名称	所在地	電話番号
事務所	環境局	小倉北区内1番1号	582-2173
	アジア低炭素化センター	八幡東区平野一丁目1番1号 (北九州市国際村交流センター)	662-4020
	新門司環境センター	門司区新門司三丁目78番地	481-7053
	日明環境センター	小倉北区西港町24番地	571-4481
	皇后崎環境センター	八幡西区夕原町2番10号	631-5337
ごみ処理施設	環境科学研究所	戸畑区新池一丁目2番1号	882-0333
	新門司工場	門司区新門司三丁目79番地	481-4727
	日明工場 (粗大ごみ資源化センター)	小倉北区西港町96番地の2 (同上)	581-7976 (同上)
	日明かんびん資源化センター	(同上)	583-7200
	北九州市プラスチック資源化センター	小倉北区西港町86番13号	591-5346
し尿処理施設	皇后崎工場	八幡西区夕原町2番1号	642-6731
	本城かんびん資源化センター	八幡西区洞北町7番10号	693-8525
埋立地	西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	561-8816
	皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	641-8011
海上運送施設	響灘西地区廃棄物処分場	若松区大字小竹地先	771-3991
その他	日明積出基地	小倉北区西港町97番地の3	581-9540
	環境ミュージアム	八幡東区東田二丁目2番6号	663-6751
	北九州市エコタウンセンター	若松区向洋町10番地の20	752-2881
	響灘ビオトープ	若松区響町一丁目126番1号	751-2023



本城かんびん資源化センター



皇后崎環境センター



皇后崎工場



新門司環境センター



新門司工場

3. 環境に関連する市の主な支援制度等

(平成 26 年 8 月現在)

※ [] 内は本文の関連ページ

1. 市民、団体等を対象としたもの

(1) 古紙のリサイクル [4 ページ]

- 集団資源回収団体奨励金制度
古紙回収を行う地域の市民団体にに対し、回収量に応じて奨励金を交付。
- まちづくり協議会地域調整奨励金制度
地域内での古紙回収促進の PR などを継続して行うまちづくり協議会に対し、奨励金を交付。
- 資源回収用保管庫貸与制度
古紙回収を行う地域の市民団体等に対し、保管庫を貸与。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 582-2187】

(2) 剪定枝のリサイクル [4 ページ]

町内会などの地域団体（概ね 100 世帯以上）が各家庭から集めた、剪定した枝・木の葉・草を市が回収。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 582-2187】

(3) 廃食用油のリサイクル [4 ページ]

家庭から出た廃食用油の回収を行う町内会やまちづくり協議会に、回収ボックスを貸与。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 582-2187】

(4) グリーンフロンティア助成 [8 ページ]

北九州市環境モデル都市地域推進会議に登録している市民団体や事業者等に対し、活動費用の一部（1 団体あたり活動費用の 1/2、上限 25 万円）を助成。
平成 25 年度から菜の花の栽培・収穫・搾油を通じた環境学習に対する助成（平成 19 年度開始）については当助成に統合。

【担当：環境学習課 ☎ 582-2784】

(5) 打ち水活動 [17 ページ]

打ち水を実施する市民団体・事業者等に対し、桶・柄杓・貯水プール、法被等、道具を無料で貸与。また、市庁舎周辺で打ち水を実施する場合は、雨水再利用水を提供します。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2239】

(6) 住まい向上リフォーム促進事業 [19 ページ]

既存住宅において、エコ（環境対策）や安全・安心、高齢化対応に資するリフォーム工事に対し、その費用の一部を補助。

【担当：建築都市局住まい向上支援課 ☎ 582-2777】

(7) エネファームの設置 [27 ページ]

自ら居住の住居に家庭用燃料電池（エネファーム）を設置する市民に、設置費用の一部（平成 26 年度は 1 件あたり 6 万円）を補助。

※国の補助を受ける必要があります。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2238】

(8) 小型浄化槽の設置 [31 ページ]

小型浄化槽を設置する市民・事業所に対し、補助金を交付。

【担当：環境局業務課 ☎ 582-2180】

(9) 環境未来技術開発助成事業 [35 ページ]

新規性・独自性に優れ実現性の高い環境技術の実証研究や社会システム研究等に、研究費用の一部を助成。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2630】

2 事業者を対象としたもの

(1) 中小企業省エネ設備導入促進事業 [21 ページ]

省エネ設備や新エネ設備を導入する市内の中小企業等に対し、補助対象経費の 1/3(上限 300 万円)を助成。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2630】

※このほかにも、国や県等による支援制度もあります。